

愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島
(代理)				(代理)			
警部	警視			警部	警視		
榮村勝利	大野健雄	佐山武夫	河野兩長	山下嘉二	高田純一郎	渡邊龍吉	西野重吉



高級享樂停止ニ關スル具体策與綱

(一九三九年) 閣議諒解

決戦非常措置要綱中高級享樂ノ停止ニ關スル具体的方策ヲ左記各項ノ如ク定ム

記

- 一 高級料酒店(料理店トシテ許可セルモノ)及飲食店トシテ許可セルモノ其ノ實質ガ料酒店トシテ許可セルモノニ相當スルモノハ之ヲ休業セシム
- 飲食店トシテ許可セルモノ(其ノ實質ガ料理店トシテ許可セルモノニ相當セルモノヲ除ク)ハ之ガ營業ヲ繼續セシム
- 休業セシメタル料理店中其ノ内容享樂的ナラザルモノニシテ適當ナルモノニ付テハ必要ニ應ジテ飲食店トシテ營業ヲ認ムルモ



ノトス



- 二 符合ハ全部一應休業セシメタル上高級符合ハ引續キ之ヲ休業セシメ下級符合ニ付テハ符合ノ名稱ヲ廢シ其ノ實質ヲ慰安的ノモノトシテ之ガ營業ヲ繼續セシム
 - 三 藝妓置屋及藝妓ニシテ慰安的營業ニ必要ナルモノハ其ノ名稱ヲ改メテ營業セシムルモ其以外ノモノハ之ヲ休業セシム
 - 四 カラエー・バーノ類ハ之ヲ休業セシムルモ高級ナラザルモノニ付テハ必要ニ應ジ飲食店トシテ營業ヲ爲サシム
 - 五 大連市ニ於ケル高級興行營業場ヲ一時閉鎖スルト共ニ高級料金(滿額共五圓以上)ノ興行ヲ抑止ス
- 興行内容ヲ國民志氣昂揚戦力増強ニ資セシムル如ク刷新スルト共

- ニ 移動演劇、移動音楽等ハ之ヲ獎勵ス
 - 六 寧寧地區ノ劇場、映畫館等ヲ整理シ適正配置ヲ爲スト共ニ上映券線ノ變更等ニ依リ觀客ノ分布ヲ調整ス
 - 七 營業休止ハ全國一齊ニ三月五日ヨリ之ヲ爲スモノトス
休業ノ期間ハ一年間トス
 - 八 依業者ニ對スル金融的措置トシテ左ノ方法ヲ講ズルモノトス
 - (一) 債權取立ハ實情ニ即シ之ヲ猶豫セシムル邊適宜ナル措置ヲ講ズルコト
 - (二) 組合ヨリ必要ニ應ジ生活保護金ヲ給付セシムルコトトシ之ニ必要ナル資金ハ國民更生金庫ヨリ組合ニ融通セシムルコト
- (註) 前各條ノ外生活保護金ノ爲庶民金庫ヲ利用スル途アリ

極秘

高級享樂停止ニ關スル具體要綱

一九二二五内閣參事官
及内務、大藏、農商、厚生
各省關係官會議決定

決議非常措置要綱中高級享樂ノ停止ニ關スル具體的方針ヲ左記各項

ノ如ク定ム

表一

高級料理店 (料理店トシテ許可セルモノ) 及飲食店トシテ許可セ

ルモノ其ノ實質ガ料理店トシテ許可セルモノニ相當スルモノハ之

ヲ休業セシム

①料理店ノ飲食店ニ轉業ヲ認ムルモノ

飲食店トシテ許可セルモノ (其ノ實質ガ料理店トシテ許可セルモノ

ノニ相當セルモノヲ除ク) ハ之ガ營業ヲ繼續セシム

三 待合ハ全部一應休業セシメタル上高級待合ハ引續キ之ヲ休業セシ

メ下級待合ニ付テハ待合ノ名稱ヲ斷シ其ノ實質ヲ慰安所的ノモノ

トシテ(表一参照)

此の如く定むるは、一、此の如く定むるは、

專ら、一、此の如く定むるは、

此の如く定むるは、

タラシメテ之が營業ヲ繼續セシム

三 娯技施設及娯妓ニシテ前項ノ營業ニ必要ナルモノハ其ノ名稱ヲ改

メテ營業セシムルモ其以外ノモノハ之ヲ休業セシム

四 カフエー、バー、ノ類ハ之ヲ休業セシム

五 興行内容ヲ刷新スルト共ニ高級ナル興行ハ之ヲ休業セシム

六 營業休止ハ全劇一齊ニ三月五日ヨリ之ヲ爲スモノトス、休業ノ

期間ハ一年間トス

七 密集地區ノ劇場、映畫館等ヲ整理シ適正配置ヲ爲ス

八 休業者ニ對スル金融的措置トシテ、左ノ方法ヲ講ズルモノトス

(一) 債務取立ハ實情ニ即シ之ヲ對テセシムル被適當ナル措置ヲ講ズ

ルコト

(二) 必要ナル資金ハ國民更生金庫ヨリ組合ニ融通セシムルコト

(三) 組合ヨリ必要ニ應ジ生活援助金ヲ給付セシムルコトトシ之

ニ必要ナル資金ハ國民更生金庫ヨリ組合ニ融通セシムルコト

(註) 前各號ノ外生活資金ノ爲庶民金庫ヲ利用スル途ア

リ、
一、且、前各號ノ外生活資金ノ爲庶民金庫ヲ利用スル途アリ

九 轉廢業者ニ對スル經濟的援助措置トシテハ國民更生金庫ニ依

ル資金引受等従前ノ企業準備ノ場合ニ於ケル轉廢業者ニ對スル

モノト同様ノ措置ヲ講ズ

十 休業又ハ轉廢業者セル業者ニ對シテハ租税ノ減免並ニ徴收停止

ニ付適當ナル措置ヲ講ズ

本件ニ付テハ大藏省ヨリ其ノ取扱方ニ付地方稅務當局ニ

特別ノ指示ヲ爲スモノトス

十一 休業又ハ轉廢業者セル業者、女給等ニ對シテハ必要ニ應ジ更生

省ニ於テ生活施設金 支給ノ措置ヲ講ズ

十三 前各項ニ依リテ生ゼル難症、女給其ノ他ノ余剩勞務ハ時局ニ必要ナル方面ニ就業餘遊ス

十三 休業セルモノニ對シテハ應廢業ヲ勸奨スルト共ニ休業廢業セ
ル物的施設ニ付テハ勞務者住宅等時局ニ相應スル利用方法ヲ講
ズルモノトス

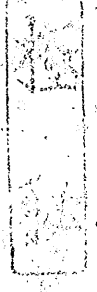
尙應關ニ寄與セシムルコトヲ願フ

十四 前各項中高級、下級ノ區別ハ地方長官ニ於テ之ヲ爲ス

一 特別地 一 特別ノ表ノ時期 二 特別ノ同業報告

一 特別地 一 特別ノ表ノ時期 二 特別ノ同業報告

一 特別地 一 特別ノ表ノ時期 二 特別ノ同業報告



高級事業停止（接客業）ニ關スル具體條

要綱ノ實施上留意スベキ事項（一九二二、二九）

一 要綱ハ警視廳管下ニ於ケルモノヲ標準トシテ作成セラレタルモノ
ナルニ付接客業ニ關スル用語等ニ付テハ文字ニ拘泥スルコトナク
營業ノ實態ヲ檢對シテ措置スルコト

二 今回ノ休業其ノ他制措置ハ實質上政府ノ命令ナルモノ之ガ實施
ニ當リテハ府縣令等ノ新法令ノ制定並ニ依ルコトヲ實際
措置トシテ執行スルコト

具體的方法トシテハ官ヨリ直接營業者ニ示懸シ組合ヲシテ積極
的ニ側面協力ヲ爲サシムル等適當ナル措置ヲ講ズルコト

三 「料理店」トハ(1)一〇坪以上ノ宴會用客席ヲ有シ(2)婦女ガ

